

平成26年

秋の全国交通安全運動

実施期間

9月21日(日)～9月30日(火)

スローガン 地域ぐるみで守ろう お年寄りと子ども

正しいルールで、安全第一!

- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通安全防止
(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶



子供と高齢者の
交通事故防止



平成26年 9.21日～9.30日

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

秋の全国交通安全運動

内閣府

9月30日(火)は
交通事故ゼロを目指す日です

国内では、記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生しています。

交通安全に対する国民の意識を高めるため、平成20年1月から国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。

一人ひとりが、交通事故に注意して行動することによって、交通事故をなくしましょう。



死亡事故の約3割が「魔の時間帯」(午後4時～午後8時)に集中

魔の時間帯

運動の基本 子供と高齢者の交通事故防止

運動の
重点

- ◎夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通安全防止
(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- ◎全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ◎飲酒運転の根絶

岐阜県交通安全対策協議会

事務局 岐阜県環境生活部環境生活政策課 生活・交通安全係 TEL:058-272-8205(直通)

平成26年秋の全国交通安全運動実施要綱の要旨

1.運動の目的

秋口から晩秋にかけて、日没時間の早まりとともに、夕暮れ時から夜間にかけての、いわゆる「魔の時間帯（午後4時から午後8時）」において重大な交通事故が多発する傾向にあります。

本運動は、このような傾向を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を啓発することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

2.運動の基本【子供と高齢者の交通事故防止】の推進事項

- 通学路における幼児・児童の安全確保
 - ア 幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報の促進
 - イ 通園・通学時間帯における通園・通学路等での街頭指導活動等の徹底（車両運転者、幼児・児童）
 - ウ 通園・通学路等の交通安全総点検の促進
- 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車乗車時におけるシートベルト着用等の安全利用の促進
- 子供と高齢者に対する思いやりのある運転の促進
- 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの理解向上と安全行動の促進
- 広報啓発活動を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- 生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

3.運動重点の推進事項

(1) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)

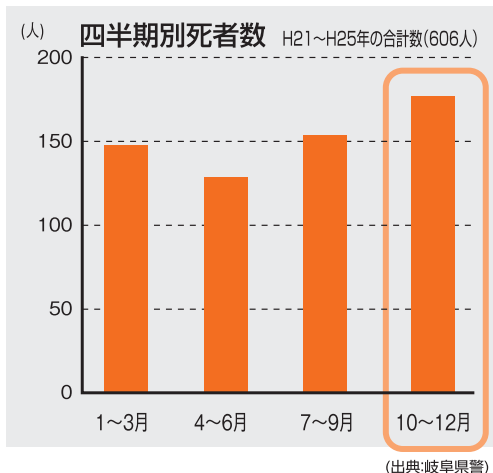
○ 推進項目

■ 「魔の時間帯（午後4時～午後8時）」における交通事故防止の推進

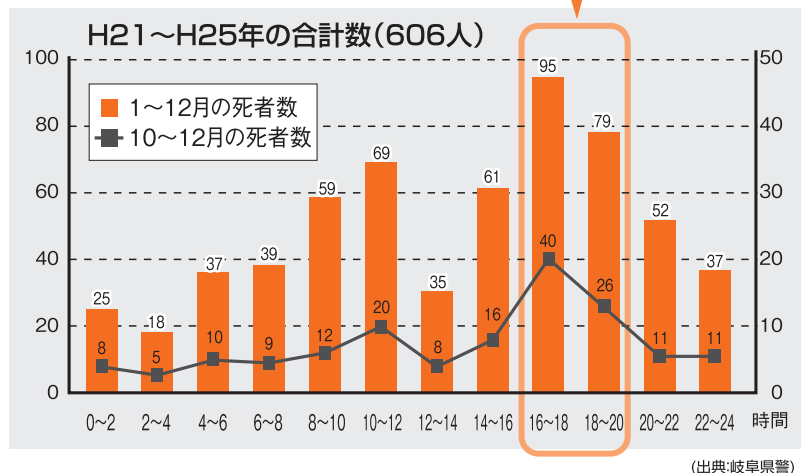
◎10月以降その傾向は顕著になります。ご注意ください!!

1年間通して「魔の時間帯」に集中!
→ 約3割

10～12月は特にこの時間帯に集中
→ 約4割



上のグラフは、過去5年間の四半期別の交通事故死者数です。10～12月が最も多いことが分かります。



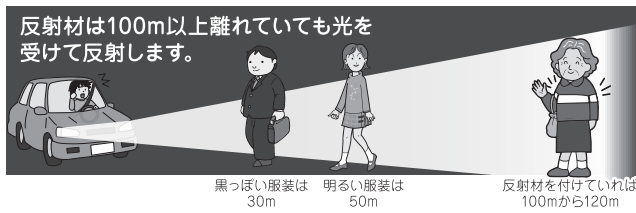
上のグラフは、過去5年間の交通事故死者数を時間帯別で表したグラフです。棒グラフは1年間を通しての数、折れ線グラフは10～12月の数です。

2 「トワイライト・オン (早めのライト点灯) キャンペーン」の推進

自動車、自転車は、その存在を明確にしましょう。

3 「明るい服装・反射材用品の活用」の推進

特に高齢者が被害に遭う事故が多発します。



■高齢者の交通事故防止

平成26年7月末における交通事故死者数は55人。うち65歳以上の高齢者の被害は24人で全死者の4割強となり、依然として高率で推移しています。

また、道路横断中の事故が10人で、魔の時間帯に5人と集中しています。

4 自転車乗用者に対するルール遵守とマナーの向上

自転車被害にあう交通死亡事故が発生しているほか、自転車が加害者となる事故も発生しています。自転車もルールを守りましょう!!



実際にあった重大事故! その代償は?

損害賠償請求額
9,521万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

早めのライト点灯を!

点灯時間の目安 (日没約30分前)

9月 17:00
10月 16:30
11月・12月 16:00



自転車・歩行での外出には、
明るい服装・夜光反射材用品
を着用しましょう。



【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

(2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○ 推進項目

■後部座席のシートベルト着用の徹底

全席シートベルト着用の規定ができて6年が経過しますが、未だ後部座席の着用率が低い状況です。(右表参照)



平成26年7月末現在、自動車乗車中の死者は28人のうち非着用者15人(運転席10人、助手席2人、後部席3人)で、そのうちシートベルトを着用していれば死亡に至らなかったと思われる人は10人でした。(軽減可能率:約67%)

岐阜県のシートベルト着用率 (H25中 一般道)

【岐阜県警資料】

	一般道	
	岐阜県	全国
運転者	97.3%	98.0%
助手席同乗者	94.9%	93.9%
後部座席同乗者	32.1%	35.1%



質問だよ!

ジェットコースターに乗る時に「一番前の席だけベルトをして、あとの席はしなくていいよ」と言われたらみんなはベルトを着用しないで乗るかなあ?・・・車も危険性は同じだよ。



(3) 飲酒運転の根絶

★地域社会全体で飲酒運転を

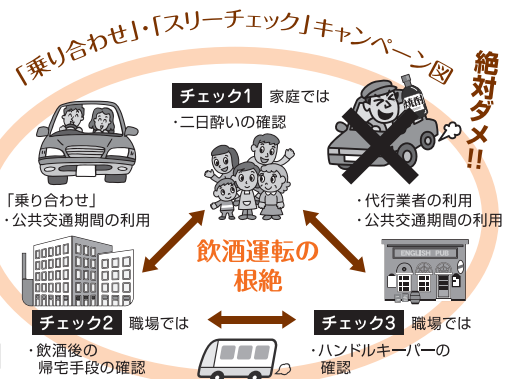
- ①しない ②させない ③許さない
環境づくり

○ 推進項目

■「乗り合わせ」・「スリーチェック」キャンペーンの推進

※スリーチェックとは

- ◎チェック1「家庭では」 ~ 二日酔いの確認
- ◎チェック2「職場では」 ~ 帰宅手段の確認
- ◎チェック3「飲食店では」 ~ 運転者の確認(ハンドルキーパー)



「危険ドラッグ」を使用した運転者の交通事故が社会問題となっています!!

正常な運転ができなくなるおそれのある「危険ドラッグ」を使用している運転者は絶対やめましょう。また、「危険ドラッグ」を使用して車を運転している者を見聞きしたときは、遠慮せず最寄りの警察署等に通報してください。



消防車や救急車の緊急通行に対するご理解とご協力を

お願い 災害現場に向かう消防車や急病人を搬送中の救急車が、交通事故によりその目的を達成できないケースが後を絶ちません。消防車や救急車は、災害現場等に一刻も早く到着し、消火活動や人命救助、傷病者の救急搬送等を行い、県民の皆さんの生命、財産を守ることを目的として活動しています。そのため、道路交通法では、これらの車両を「緊急自動車」として一般車両よりも優先して走行できる場合を定め、迅速で円滑な業務が行えるようにしています。消防車や救急車は、これからも最大限の安全に配慮した運転に心掛けてまいります。サイレンを鳴らした消防車や救急車が接近してきたときには、進路を譲っていただく等、県民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



道路交通法第40条は「緊急自動車の優先」を規定しています。

- 交差点またはその付近において緊急自動車接近してきたときは交差点を避け、かつ道路の左側(※左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合には道路の右側)に寄って一時停止しなければならない。
- そのほかの場所では、道路の左側(※に同じ)に寄って進路を譲らなければならない。

(岐阜県消防長会、岐阜県危機管理部消防課提供資料)

～交通遺児激励金へのご寄附のお願い～

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日を基準に、県内にお住まいの交通遺児の方々に対して激励金をお渡ししています。

趣旨に賛同いただき、ご協力をしてくださる方は、岐阜県環境生活部環境生活政策課 生活・交通安全係(TEL 058-272-8205)まで、ご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。(平成26年度7月末、順不同)

中濃消防組合消防本部交通安全青年部会様 Dream Power実行委員会様 NPO法人岐阜長良川走ろう会様
熊崎久仁子様 小野木景子様 神岡鋳業(株)猛打会様 (一社)岐阜県道路交通安全施設業協会様 その他匿名様

岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体

官公庁等	青少年・地域・福祉団体等	岐阜県軽自動車協会	各ライオンズクラブ	交通安全関係団体
岐阜県 岐阜県警察 岐阜県教育委員会 各市町村 各市町村教育委員会 岐阜県地方検察庁 中部運輸局岐阜運輸支局 岐阜地方気象台 岐阜労働局 中部地方整備局各国道事務所 岐阜地方裁判所 岐阜家庭裁判所 岐阜県市長会 岐阜県町村会 岐阜県市議会 岐阜県町村議会	岐阜県自治連絡協議会 岐阜県保護司会連合会 岐阜県少年団体連絡協議会 (公社)岐阜県青少年育成県民会議 (特非)岐阜県青年のつどい協議会 岐阜県公民館連合会 岐阜県社会福祉協議会 (一財)岐阜県地域女性団体協議会 (一財)岐阜県老人クラブ連合会 (一社)岐阜県聴覚障害者協会 (一財)岐阜県身体障害者福祉協会 (一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	岐阜県中古自動車販売協会 岐阜県レンタカー協会 岐阜県自動車車体整備協同組合 岐阜県自動車電装品整備商工組合 軽自動車検査協会岐阜事務所 (一社)日本二番館 岐阜県二輪車普及安全協会 損害保険料率算出機構 岐阜自賠責損害調査事務所 自動車事故対策機構岐阜支所 (一社)日本損害保険協会 自動車保険請求相談センター 自動車安全運転センター岐阜事務所 岐阜県自動車共済協同組合 岐阜県サイクルング協会 岐阜県農業機械商業協同組合 (公財)日本道路交通情報センター岐阜センター (一社)日本自動車連盟岐阜支部 (一社)岐阜県道路交通安全施設業協会	各ロータリークラブ (一社)岐阜銀行協会 岐阜県信用金庫協会 東海信用組合協会 岐阜県弁護士会 (一社)岐阜県医師会 (公社)岐阜県歯科医師会 岐阜県農業会議 岐阜県農業協同組合中央会 (一社)ぎふ総合健診センター (一社)岐阜県観光連盟 (一社)岐阜県経営者協会 (一財)岐阜県消防協会 (公財)岐阜県防犯協会 (一社)岐阜県警備業協会 (一社)岐阜県危険物安全協会 岐阜県中小企業団体中央会 岐阜県商工会議所連合会 岐阜県商工会連合会 (一社)岐阜県建設業協会 岐阜県砂利協同組合 岐阜県石油商業組合 岐阜県森林組合連合会 岐阜県木材協同組合連合会 岐阜県小売酒販組合連合会 岐阜県生コンクリート工業組合 全岐阜県生協協同組合連合会 岐阜県民共済生活協同組合	各市町村交通安全対策協議会 岐阜県交通安全女性協議会 各交通安全女性団体 各幼児交通安全クラブ (一財)岐阜県交通安全協会 各地区交通安全協会
教育関係団体等	交通・運輸関係団体等	その他の関係団体	報道機関	
岐阜県都市教育長会 岐阜県町村教育長会 岐阜県保育研究協議会 岐阜県高等学校長協会 岐阜県小学校長会 岐阜県中学校長会 岐阜県公立幼稚園長会 岐阜県私立幼稚園連合会 岐阜県PTA連合会 岐阜県高校PTA連合会 岐阜県専修学校各種学校連合会	東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部 中日本高速道路株式会社 郵便事業(株)東海支社 郵便局(株)東海支社 (一社)岐阜県指定自動車教習所協会 中部鉄道協会 (一社)岐阜県自動車会連合会 (公社)岐阜県バス協会 岐阜県タクシー協会 (一社)岐阜県トラック協会 岐阜県木材等輸送交通安全対策協議会 (一社)岐阜県自動車整備振興会 (一社)岐阜県自動車整備振興会 岐阜県自動車販売店協会 岐阜県自転車軽自動車商協同組合	岐阜県美容業生活衛生同業組合 岐阜県理容生活衛生同業組合 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合 岐阜県麺類食堂業生活衛生同業組合 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合 岐阜県飲食生活衛生同業組合 岐阜県簡易生活衛生同業組合 岐阜県料理生活衛生同業組合	日本放送協会 (株)岐阜放送 中部日本放送(株) 東海テレビ放送(株) 東海ラジオ放送(株) 名古屋テレビ放送(株) 中京テレビ放送(株) 岐阜新聞社 中日新聞社 毎日新聞社 朝日新聞社 読売新聞社 日本経済新聞社 中部経済新聞社 産経新聞社 日本工業新聞社 日刊工業新聞社 時事通信社 共同通信社 岐阜エフエム放送(株)	